

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」について

問合せ：福祉健康課 社会福祉担当 ☎ 991-1874

賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援するために、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業を実施します。

■給付金の対象者

平成27年度の臨時福祉給付金対象者(※1)のうち、平成28年度中に65歳以上(昭和27年4月1日以前生まれ)となる方です。

※1 平成27年1月1日時点で松伏町に住民登録があり、平成27年度の町民税均等割が課税されていない方。

ただし、町民税均等割が課税されている方の扶養などになっている方や、生活保護制度の被保護者等は対象外となります。(※町民税が課税されない方かどうか判断するには、町民税・県民税の申告が必要です。収入・所得がない方でも申告をしていないと、臨時福祉給付金の対象とならない場合があります。)

■給付金額/対象者1人につき3万円

■**手続・申請方法など(申請には、身分証明書の写しが必要になります。)**

給付対象者となる可能性のある方へ申請書を送付します(5月中旬発送)。必要事項などを記入し、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

ただし、申請書が届いた方でも、所得条件などにより給付対象とならない場合があります。

| | |
|--------|------------------------|
| 申請期間 | 平成28年5月16日(月)～8月31日(水) |
| 給付開始時期 | 平成28年6月以降を予定 |

■支給方法

町で申請書類を審査し、給付対象と認められた場合は、申請者が指定する銀行口座に世帯分の給付金をまとめて振り込む予定です。

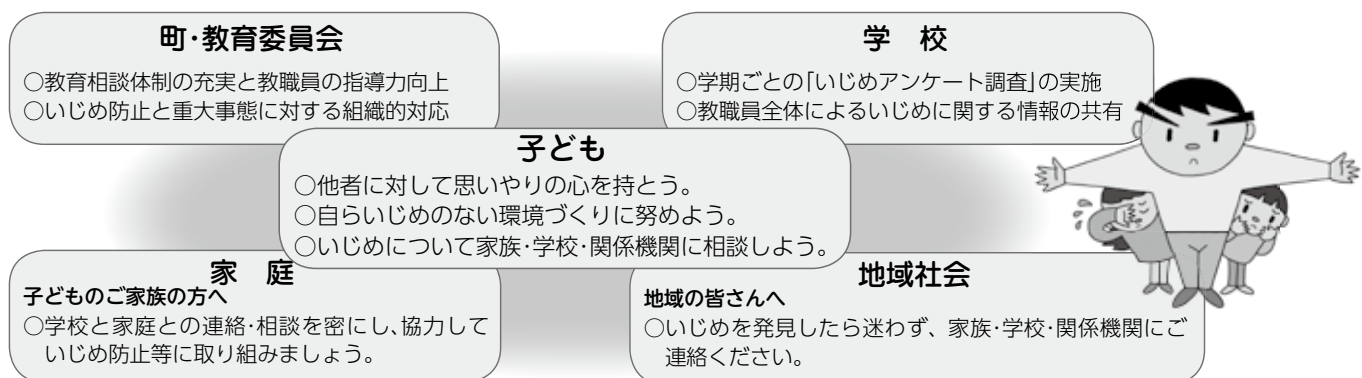
「年金生活者等支援臨時福祉給付金」に関する受付窓口・電話

- 受付窓口：役場本庁舎1階環境経済課隣 相談コーナー(窓口は、5月16日から利用できます。)
- 専用電話：0120-797626(フリーダイヤルは、5月1日から利用できます。)
048-991-1872
- 受付時間：午前9時～午後4時(土曜・日曜日及び祝日を除く)

「松伏町いじめの防止等のための基本方針」を策定しました ～町・学校・家庭・地域が連携し、いじめを防止しましょう～

問合せ：教育総務課 指導担当 ☎ 991-1864

町では、「松伏町いじめの防止等のための基本方針」を策定しました。基本方針には、いじめから子どもを守るためのそれぞれの役割やいじめ防止等の取組が示されています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



■いじめに関する町の相談体制

- 適応指導教室……学校復帰への自立支援や教育相談を行っています。県のスクールソーシャルワーカーも週2回派遣されています。
(月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分 ☎992-2000)
- さわやか相談室…各中学校にさわやか相談員が常駐しています。小学校の保護者、児童の相談も受け付けています。(月～金曜日 午前10時～午後4時 松伏中学校 ☎992-4155
松伏第二中学校 ☎991-1157)